

長崎県五島市沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(21)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に規定する海岸保全区域（おつる うらかいがん於鶴が浦海岸）を除く。）。

長崎県五島市沖							
(1)	北緯	32 度	40 分	0 秒	東経	128 度	52 分 31 秒
(2)		32 度	40 分	7 秒		128 度	53 分 18 秒
(3)		32 度	40 分	7 秒		128 度	53 分 35 秒
(4)		32 度	40 分	2 秒		128 度	53 分 44 秒
(5)		32 度	40 分	8 秒		128 度	54 分 2 秒
(6)		32 度	40 分	13 秒		128 度	55 分 54 秒
(7)		32 度	40 分	18 秒		128 度	56 分 2 秒
(8)		32 度	39 分	50 秒		128 度	57 分 9 秒
(9)		32 度	38 分	40 秒		128 度	58 分 22 秒
(10)		32 度	38 分	40 秒		129 度	1 分 5 秒
(11)		32 度	40 分	50 秒		129 度	1 分 5 秒
(12)		32 度	40 分	49 秒		128 度	55 分 38 秒
(13)		32 度	40 分	27 秒		128 度	55 分 39 秒
(14)		32 度	40 分	25 秒		128 度	55 分 40 秒
(15)		32 度	40 分	21 秒		128 度	53 分 58 秒
(16)		32 度	40 分	16 秒		128 度	53 分 46 秒
(17)		32 度	40 分	17 秒		128 度	53 分 44 秒
(18)		32 度	40 分	17 秒		128 度	53 分 40 秒
(19)		32 度	40 分	20 秒		128 度	53 分 31 秒
(20)		32 度	40 分	20 秒		128 度	53 分 17 秒
(21)		32 度	40 分	18 秒		128 度	53 分 5 秒

